

# 広丘地区産業用地の確保に係る 地権者説明会

塩尻市商工観光部商工課

令和7年5月13日（火）19：00～20：30

塩尻市北部交流センター「えんてらす」



# 本日の内容

本日は、御多用のところ、本説明会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。  
本説明会は、以下のとおり進行させていただきます。

## 1.事業構想の背景

## 2.事業の流れについて

## 3.今後について

## 4.質疑応答

### 本説明会の位置付け

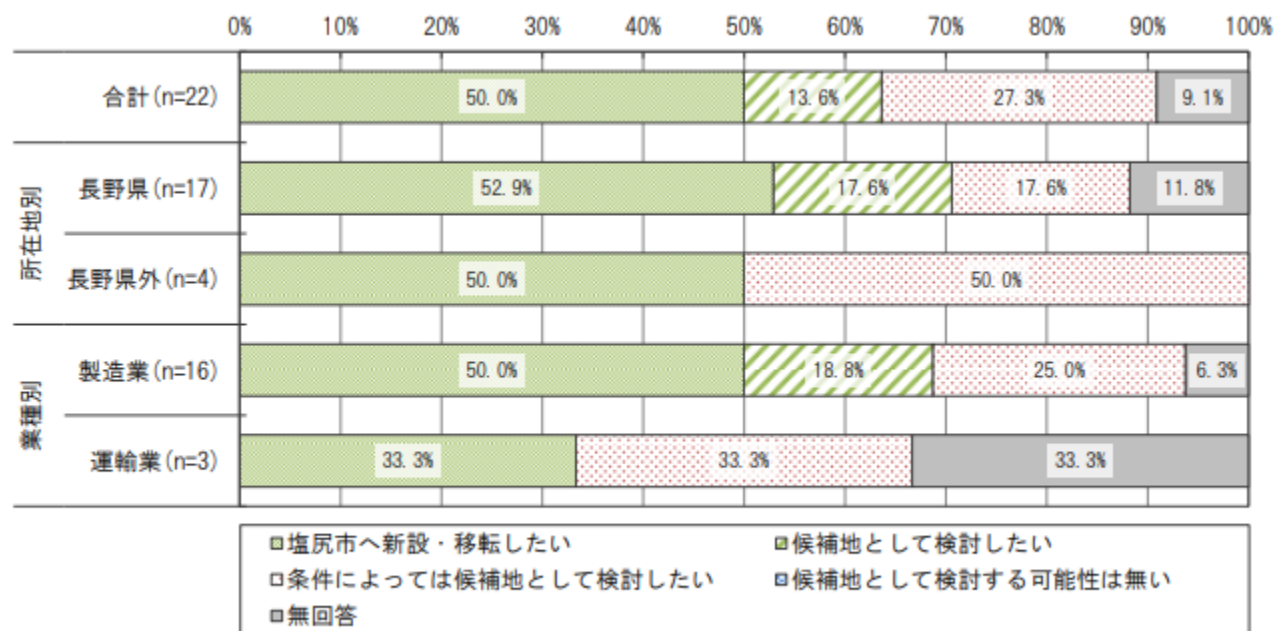
本説明会は、新たな産業用地の確保に向けて、開発候補地の地権者の皆様に対し、事業趣旨及び全体像を御説明するものです。

本日配布します「**アンケート**」の調査結果により、皆様の御意向を把握した  
うえ、事業を進めていくものであり、**現時点で開発することが決定したものではありません。**

# 1.事業構想の背景

## 本市の現状

- 本市では、首都圏にも中京圏にもアクセス良好という地理的な特性上、**事業者からの引き合いが多くなっている**
- 令和5年度に実施したアンケート調査では、**工場の新設・移転を希望する複数の事業者が、塩尻市内を新設・移転先として検討している**
- 市内6箇所の産業用地には空き区画がほぼなく、**このような需要に応えることができていない**



出典：塩尻市企業立地推進プラン

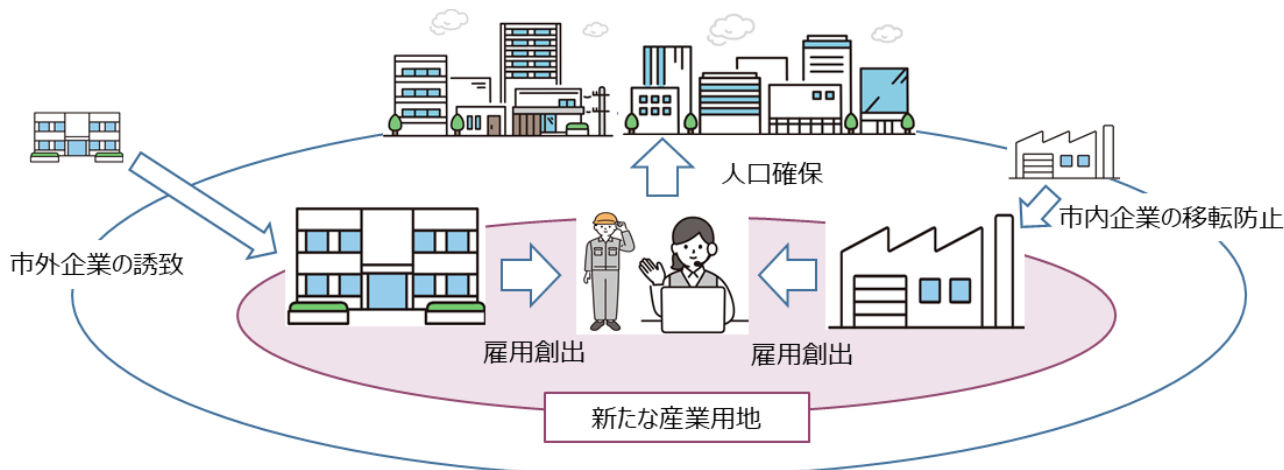
# 1. 事業構想の背景

事業者のニーズに応えられない状況が長く継続すると、以下のようなリスクがあります

- 市内企業の市外転出（税収の減少、働く場の減少）
- 市民の雇用機会の損失（転出による人口減少、移住者の減少）



市内企業の移転先を確保することで、市外転出を防止し、市民の雇用の維持・創出を図りつつ、市外からの企業を誘致し、地域経済のさらなる発展を図ることを目的として、新たな産業用地の造成を検討することとなりました



# 1.事業構想の背景

## 【候補地選定までの経緯】

令和6年3月

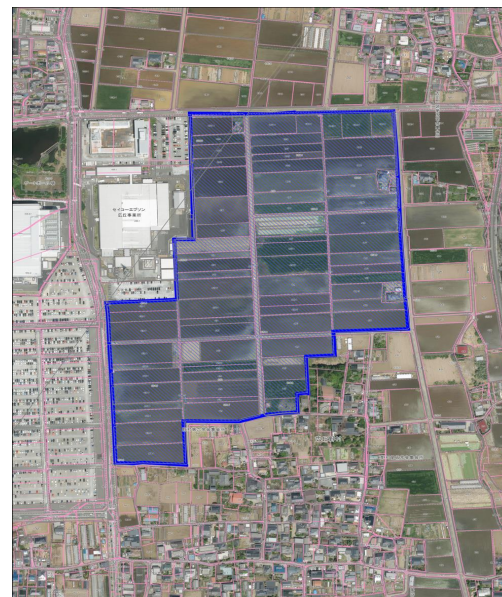
- 「塩尻市企業立地推進プラン」策定
- 周辺の土地利用の状態から、産業用地の確保を推進していくエリアを5箇所選定



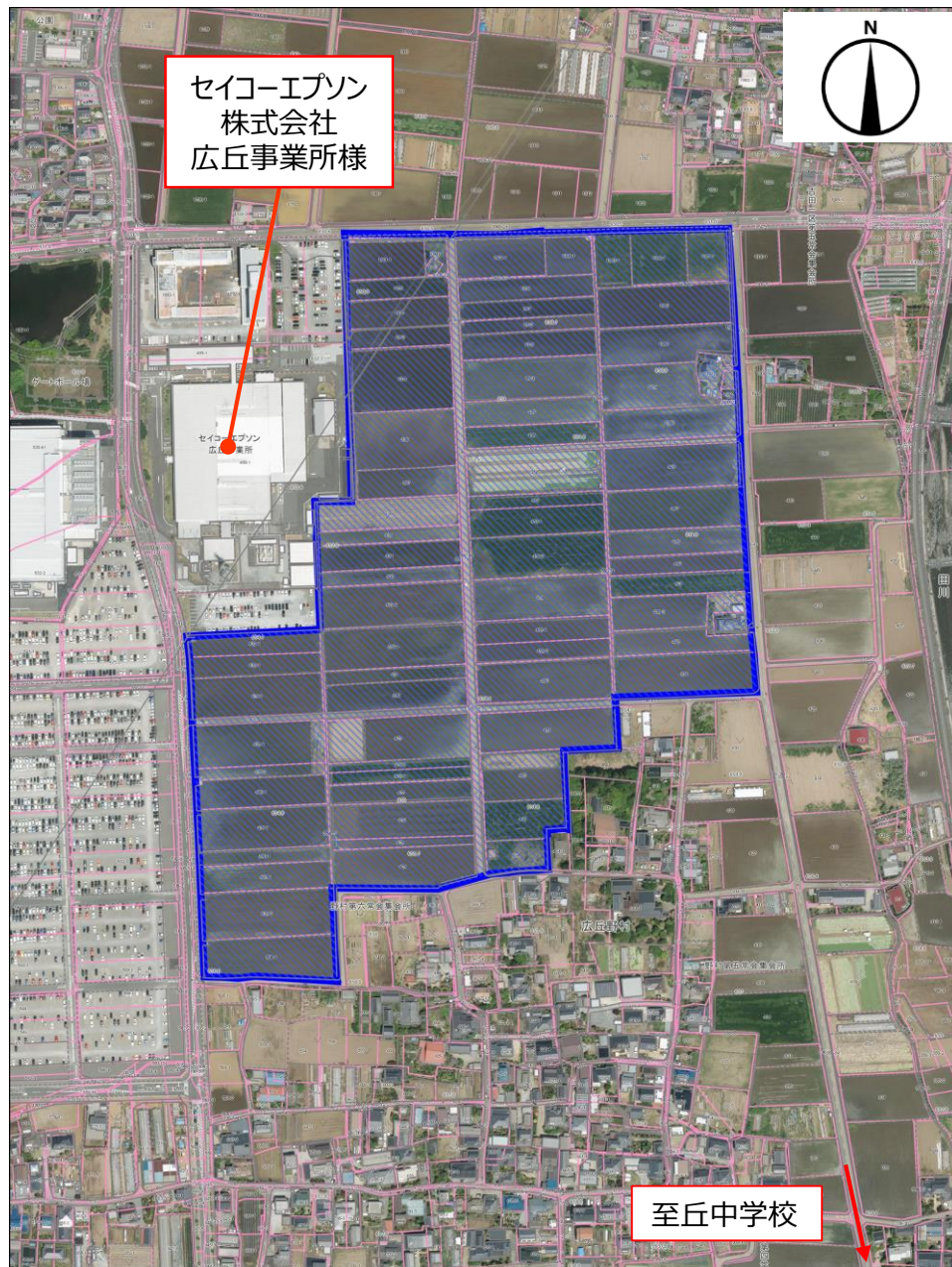
令和7年3月

- さらに5箇所のエリアを調査した結果、災害リスクの少なさ、主要道路へのアクセス等の観点から、セイコーエプソン株式会社 広丘事業所様東側を事業検討地区として選定

図表 56 企業立地を推進するエリア



# 1.事業構想の背景



## 対象エリア詳細

- 面積：約15ha
- 筆数：78
- 地権者数：約60名
- 市街化調整区域**
- 農振農用地**
- 都市計画道路 広丘東通線隣接
- 浸水深50cm未満
- 地耐力（N値）：30以上
- 土砂災害警戒区域等の指定なし

※現道の形状等を加味した、**仮の範囲指定になります。**

全エリアを開発することが決まったものではありません。

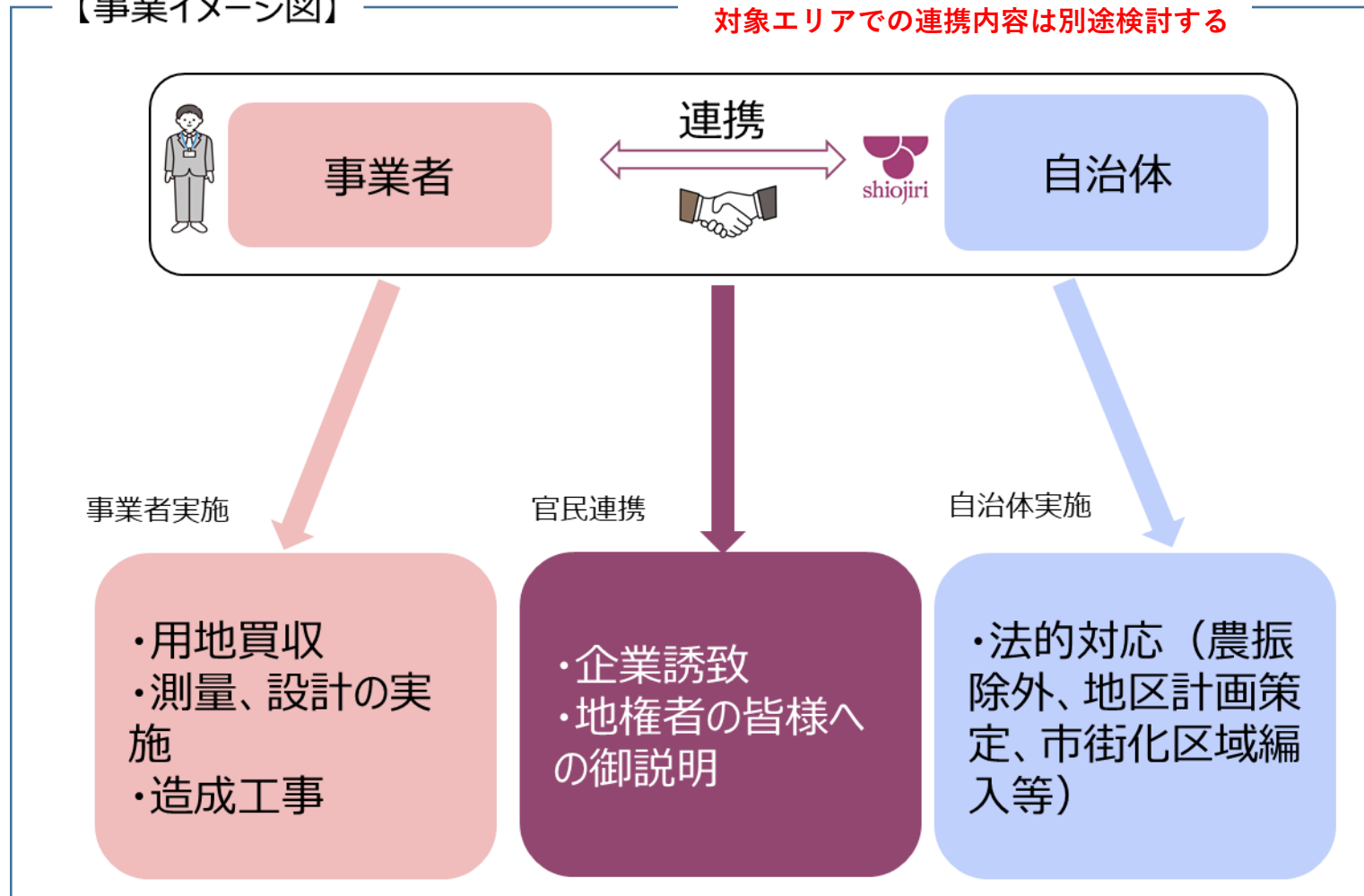
# 2.事業の流れについて

対象エリアが市街化調整区域、農振農用地に指定されており、**土地利用転換が必要になるため、「地域未来投資促進法」**を活用した用地開発を想定しています。

また、事業者のニーズに対応するため、**官民連携**による用地開発を目指します。

【事業イメージ図】

※他市の事例をイメージ図にしたもので、対象エリアでの連携内容は別途検討する



## 2.事業の流れについて

今回、官民連携による開発を行うにあたり、従来の自治体による開発と異なる点は、以下のとおりになります。

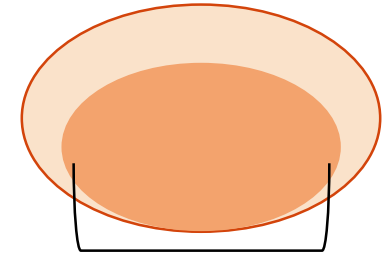
	自治体による開発	官民連携による開発
財政面	自治体の予算により事業を実施	開発事業者が工事を実施
法手続き面	法的手続きは法律ごとに、個別に調整しなければならない (農振農用地の除外、市街化区域への編入等を逐一行う)	<b>「地域未来投資促進法」</b> を活用するため、農振農用地の除外、市街化区域の編入手続きを同時並行で行うことができる
用地買収面	<u>公共単価による買収</u>	<u>不動産鑑定額等による民間買収</u>
用地販売面	造成後、買手がつかず売れ残ってしまうリスクがある	進出企業が必要な分のみの開発となり、売れ残ることはない <b>= 進出企業が確定しないと、事業が進まない</b>
税制面	所得税の控除措置を受けることができる	<u>民間事業者が土地を取得するため、所得税控除は受けることはできない</u>

## 2.事業の流れについて

「**地域未来投資促進法**」を活用して、**土地利用転換を行うためには**、以下のステップが必要になります

### ①事業実施予定地が「**重点促進区域**」として指定されること

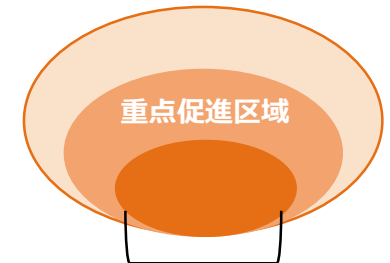
経済産業大臣より、事業実施予定地について承認を受けます。  
※「**重点促進区域**」に指定されたとしても、その全域で事業を行うということではありません。



①事業を行う予定区域 = **重点促進区域**

### ②進出企業を確保し、「**土地利用調整計画**」を作成すること

実際に立地する企業が**必要とする面積等**に関する計画を市町村が作成し、長野県の承認を受けることで、**農振農用地の除外等を行うにあたって、一定の配慮をうけることができます**



②企業が**必要とする面積の確定** = 実際に事業を行う範囲

➡ ①区域を定めて、②必要最低限の土地を、確実に利用されるように調整することで、**土地利用転換が可能**になります

## 2.事業の流れについて

立地企業は、地域未来投資促進法「松本地域基本計画」の記載に適合する業種に限定されます

地域未来投資促進法「松本地域基本計画」上の記載（※抜粋）

- ①豊富な森林資源や水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ②機械・金属・電機・電子・情報等の精密機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③機械器具関連産業及び電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積を活用したデジタル分野
- ④国立大学法人信州大学などと民間企業との健康・医療関連の産学連携の知見を活用したヘルスケア分野
- ⑤米・そば・信州サーモンなどの特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ⑥上高地、安曇野穂高温泉郷、松本城、奈良井宿、安曇野わさび田湧水群などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦中部縦貫自動車道等の交通インフラを活用した建設及び関連サービス分野

立地企業は、地域の強みを生かした、**今後地域経済をけん引していくための計画（地域経済牽引事業計画）**の作成が**必須**となるため、地域経済の活性化を見込むことができます

**（産業廃棄物処理施設、大型商業施設等は原則として立地することができません）**

# 3. 今後について

	R7年度(2025)												R8年度		R9年度		R10年度		~R12			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期				
説明会等		●第1回説明会(本日)																				
未来法関係																						
都市計画関係																						
農政関係																						
事業者関係																						

アンケート調査の結果及び第2回の説明会の状況を加味します。

●第2回説明会(アンケート結果説明)  
●産業用地「適地」として公表

●本申請  
●経済産業大臣認定

土地利用調整計画手続き

市街化編入手続き

農振除外手続き

市場調査 → 開発事業者公募 → ●連携協定締結

進出企業誘致

開発行為/農地転用

造成工事

※こちらは地権者同意を得て、産業用地の造成を行った場合の“想定スケジュール”になります  
スケジュールは目安であり、事業の進捗状況により、変更する可能性があります

# アンケート調査のお願い

## (塩尻市商工課) 産業用地の確保に係る基礎調査

本日は、御多用の中、説明会に御参加いただき、誠にありがとうございました。本事業は、地権者の皆様の御意向を十分に把握した上で進めていくものになります。

皆様が所有する土地の利用について、現時点での御意向をお伺いしたため、アンケート調査への御協力をお願いいたします。

### 【調査にあたってのお願い】

#### 1.調査票の記入にあたって

本調査の記入にあたり、対象エリア内の土地(別紙地番図参照)を「所有されている方」又は「代表者(相続予定者等)」に御記入をお願いします。  
※現時点で相続することが決まっている場合は、担当までご相談ください。

#### 2.調査票の回収について

調査票と共にお渡しした返信用封筒に封入し、

令和7年6月13日(金)までに御回答をお願いします。

FAXによる回答も受け付けております。(FAX番号:0263-53-3413)

#### 3.個人情報の取扱いについて

御記入いただいた個人情報については、本調査の目的以外では一切使用いたしません。

本日は、御多用の中御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

本日の説明会を受けて、現時点での皆様の御意向を伺いたいため、アンケートに御協力ください。



地番図

ふりがな	
氏名	記入いただいている方との関係(いずれかに○) ・本人 ・所有者の代理 ・相続予定者 ・その他( )
住所	郵便番号(〒 - )
所有している土地 (別紙の地番図より、お持ちの土地の地番を御記入ください)	
電話番号	

こちらの欄は、お配りした地番図より、御自身が所有する土地の住所を記載してください

(例: 広丘野村481-1)

# 第2回広丘地区産業用地の確保に係る 地権者説明会

塩尻市商工観光部商工課

令和7年8月6日（水）19：00～20：30  
塩尻市北部交流センター「えんてらす」



本日は、御多用のところ、本説明会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。  
本説明会は、以下のとおり進行させていただきます。

## 1.アンケート結果の共有

## 2.頂いた御質問に対する回答

## 3.アンケート結果を踏まえた今後の方針（案）

## 4.質疑応答

## 5.今後の事業方針（案）

### 本説明会の位置付け

本説明会は、前回の説明会後に頂いたアンケート結果の内容を共有し、御質問等に回答するものです。

具体的な開発計画等については、今後の状況を加味して、決定してまいります。



# 1. アンケート結果の共有

## アンケート概要

- 目的：営農状況の確認、産業用地の開発を行う場合の御意向確認
- 対象数：産業用地開発構想エリアに土地を所有する50世帯
- アンケート回収期間：令和7年5月13日（火）～令和7年6月13日（金）
- 回収方法：郵送等
- 回収率：45世帯より回収（回収率90%）

### （塩尻市商工課）産業用地の確保に係る基礎調査

本日は、御多用の中、説明会に御参加いただき、誠にありがとうございますました。本事業は、地権者の皆様の御意向を十分に把握した上で進めていくものになります。

皆様が所有する土地の利用について、現時点での御意向をお伺いしたいため、アンケート調査への御協力をお願いいたします。

#### 【調査にあたってのお願い】

##### 1. 調査票の記入にあたって

本調査の記入にあたり、対象エリア内の土地（別紙地図参照）を「所有されている方」又は「代表者（相続予定者等）」の御記入をお願いいたします。  
※現時点で相続することが決まっている場合は、担当までご相談ください。

##### 2. 調査票の回収について

調査票と共にお渡した返信用封筒に封入し、

**令和7年6月13日(金)まで**に御回答をお願いいたします。

FAXによる回答も受け付けております。（FAX番号：0263-53-3413）

##### 3. 個人情報の取扱いについて

御記入いただいた個人情報については、本調査の目的以外では一切使用いたしません。

ふりがな	
氏名	記入いただいている方との関係(いずれかに○) →本人 →所有者の代理 →相続予定者 →その他( )
住所	郵便番号(〒 - )
所有している土地 (別紙の地図より、お持ちの土地の地番を御記入ください)	
電話番号	

### ● 営農状況について （該当数字に○をしてください）

問1.現在の耕作状況について御回答ください。

- 1 自ら耕作を行っている
- 2 農地として貸し出している
- 3 現在は耕作していない → 問3へ
- 4 その他（具体的に記載してください）

問2.耕作者の年齢について御回答ください。

- 1 39歳以下
- 2 40～49歳
- 3 50～59歳
- 4 60～69歳
- 5 70～79歳
- 6 80歳以上

問3.耕作者の後継者の有無について御回答ください。

- 1 後継者がいる
- 2 後継者はいない

問4.今後の営農意向について御回答ください。

- 1 引き続き、この場所で農業を続けたい
- 2 農業を続けたいが、場所の移動は可能
- 3 引き続き、農地を貸し出したい
- 4 農業を廃業したい
- 5 その他（具体的に記載してください）

### ● 産業用地の開発について （該当数字に○をしてください）

問5.本地区で産業用地の開発を行う場合の御意向について御回答ください。

- 1 協力できる → 問8へ
- 2 条件によっては協力できる → 問6へ
- 3 協力できない → 問7へ

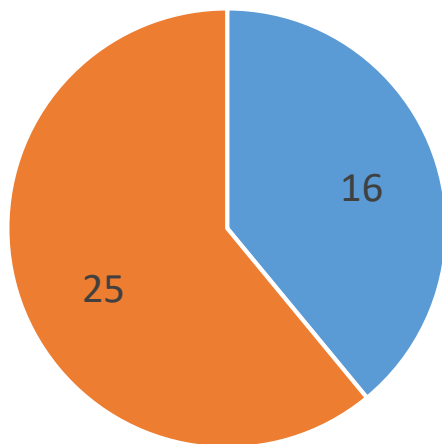
問6.問5で「条件によっては協力できる」と回答した方にお尋ねします。  
どのような条件が整えば協力いただけるか御回答ください。（自由記述）

問7.問6で「協力できない」と回答した方にお尋ねします。  
協力できない具体的な理由があれば、御回答ください。（自由記述）

# 1. アンケート結果の共有

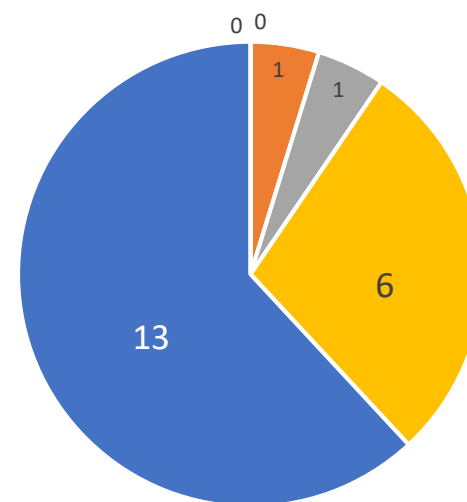
## アンケート結果概要

### 後継者の有無



■ 後継者がいる ■ 後継者がいない

### 耕作者年齢



■ 40～49歳 ■ 50～59歳 ■ 60～69歳 ■ 70～79歳

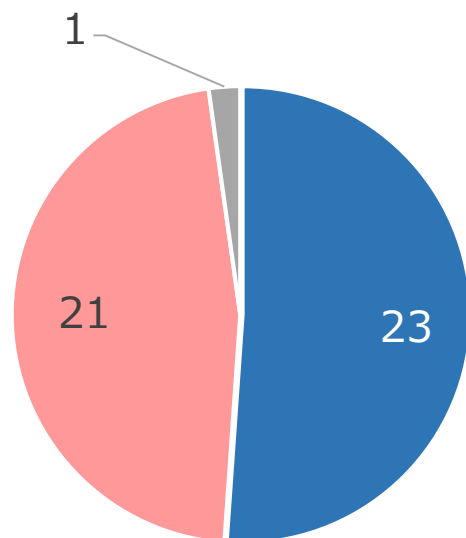
※未回答者が複数いたため、回答総数との差が発生しております

# 1. アンケート結果の共有

## アンケート結果概要

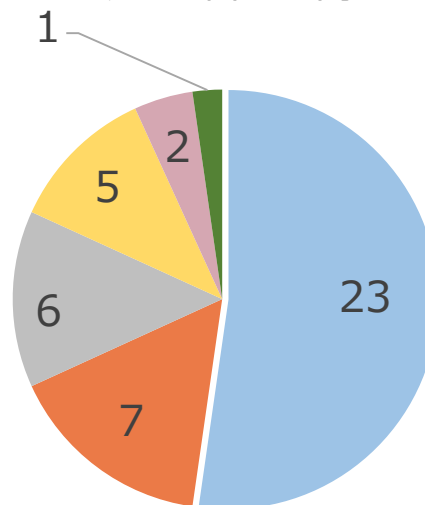
- **所有農地の状況**：「自ら耕作を行っている」と「農地として貸し出している」がほぼ同数。「現在は耕作していない」は1世帯。
- **今後の営農意向**：「農業を廃業したい」が過半数の一方で、自身での耕作や農地の貸出といった**営農継続を希望する世帯は9世帯**。「その他」の回答の多くは、「営農を続けたいが後継者がいないため、現時点ではどうするか決められない」といった趣旨のもの。

所有農地の状況



■ 農地として貸し出している ■ 自ら耕作を行っている  
■ 現在は耕作していない

今後の営農意向

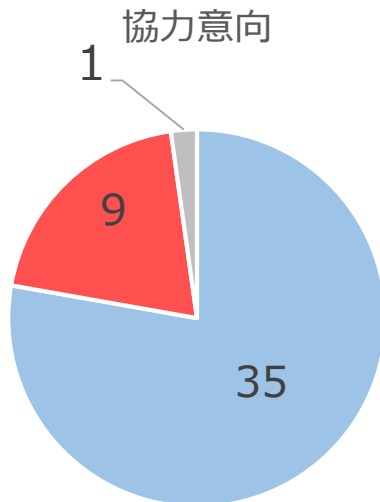


■ 農業を廃業したい  
■ 農業を続けたいが、場所の移動は可能  
■ その他  
■ 引き続き、農地を貸し出したい  
■ 引き続き、この場所で農業を行いたい  
■ 未回答

# 1. アンケート結果の共有

## アンケート結果概要

- **協力意向**：「協力できる」、「条件によっては協力できる」と回答された世帯は**44世帯**であり、「協力できない」と回答された世帯は**1世帯**。
- 協力できる条件としては、「周辺環境への配慮」、「周辺の状況による」という御意見が多い。
- 「協力できない」と回答された主な理由は、土地に対する愛着、環境面等。



■ 協力できる ■ 条件によっては協力できる ■ 協力できない

## 協力のための条件

### 【周辺の状況に関するもの】

- 賛成が多数であれば ・ 全体の流れにより
- 周りの田畑が協力するのであれば
- 所有地全体が農業振興地域から除外できるのであれば賛同する

### 【交通に関するもの】

- 交通状況への対策ができるのであれば
- 朝夕の渋滞が解消されるのであれば

### 【進出企業に関するもの】

- どのような産業・企業を誘致するのか、近隣住民への影響がはっきりしない場合は、賛同しかねる

### 【農地確保に関するもの】

- 耕作規模を維持したいので、同規模の耕地を確保できれば賛同する

### 【用地買収に関するもの】

- 買取価格はなるべく高くお願いしたい

## 協力できない理由

- 先祖代々からの土地で、愛着がある
- 構造改革の時代から関わっており、お金がかかっている
- 協力できない場合の扱いがどうなるか分からず不安
- 環境悪化を懸念している
- 自分の田んぼで作ったお米を食べたい
- 将来、子供たちの食糧を自国で賄える仕組みを作ってほしい

# 1. アンケート結果の共有

開発に対する意見・要望は、以下のとおり

## 【早期開発を求める意見】

- 本人で作っているわけではないので、産業用地の開発に使ってほしい
- 後継者がいないので、早期の実現を希望する
- できるだけ早期の実現を希望する
- 交通量が増加し、農業を行う環境ではなくなっている。できるだけ早期の開発を希望する
- エプソンの通勤ラッシュで、朝は家から出るのも難しい。国道に接続する専用道路の開発を求める。通学路でもあるため、配慮してほしい。開発するのであれば早期にお願いしたい。
- 後期高齢者なので、開発することを強く望む

## 【周辺環境に関する意見】

- 産業用地近辺に住宅があるので、生活への影響が出ないように配慮してほしい
- 野村5、6常会に配慮してほしい
- 中学校の通学路になっているので、危険を増やさないでほしい
- 近隣住民の生活を脅かさないでほしい
- 生まれ育った、自然豊かな景観を奪わないでほしい
- 今でも高層建物による日照減少が起きている。積雪による事故や転倒が危惧される

## 【交通に関する意見】

- 車の往来が多く、農業を行うには大変
- エプソン周辺の朝夕の渋滞がひどく、道路の開発が別途必要だと考える
- 生活環境や道路状況の悪化が不安
- 住宅地内を通行する通勤者がおりかなり迷惑している。今後、企業が立地するのであれば、住宅地の中を通らないよう指導を徹底してほしい

## 【用地買収に関する意見】

- 土地を有効に活用してもらいたい。先祖からの土地を手放すことになるので、価格は妥当な価格でお願いしたい
- 地権者への税制優遇を検討してほしい

# 1. アンケート結果の共有

開発に対する意見・要望は、以下のとおり

## 【説明内容に関する意見】

- 協力できないという意見を言い出しにくいように感じる
- 反対してもどうにもならないような絶望感を感じる
- 決定ありきの内容、圧力を感じる
- アンケート内容が賛成へと誘導されているように感じる

## 【スケジュールに関する意見】

- 説明会が遅すぎる。候補地に挙がった時点で説明がなく、決まった段階での説明であったため、早い段階での説明があれば状況が変わった可能性もあるのではないかと思われ、大変悔やまれる
- 突然すぎることに、スケジュールが短期的すぎる。急ぐ理由は何か

## 【地域農業に関する意見】

- 田園都市を掲げているのに、なぜ田んぼを減らすのか
- 米騒動がある中、田んぼを増やす施策と逆行して田んぼを減らすのか疑問

## 【その他】

- 野村桔梗ヶ原工業団地のように、住居エリアがあればよいと思う。空き家が複数あるので、所有者の意向次第ではあるが、そこも産業用地開発エリアに含んでも良いのではないか
- 自分の土地だけが取り残される状況は避けたい
- 長期的な計画となることから、開発エリアに入ると、資産活用を制約する可能性がある。民間開発のため、土地売買は相対の交渉になり、難しい面がある。開発業者によっては、計画が進まないという話を聞いている
- できればエプソンへの賃貸を希望する
- 野村地区内での代替地を希望する
- 古くからの住民を大切にしてほしい
- 市民が住みやすい塩尻市であってほしい

## 2.頂いた御質問に対する回答

アンケート調査中の自由記述欄に記載いただいた、御質問に回答いたします。

### 開発方式に関する御質問

#### 質問1

開発事業者公募後、進出企業が立地しないエリアは重点促進区域ではなくなるのか

→進出企業が進出しないエリアも、重点促進区域としては残り続けます。

#### 質問2

自治体による開発も併用するのか

→自治体による開発を行う場合、**農振農用地の除外の見込みがないため、地域未来投資促進法による開発を前提とします。**

#### 質問3

官民連携の事業者とは、土地開発造成のみを行う企業のことを指すのか

→この場合の「事業者」とは、土地の造成を行う事業者の他に、企業誘致を行う事業者のことも指します。

## 2.頂いた御質問に対する回答

### 開発方式に関する御質問

#### 質問4

地震による被害が多い場所かと思われるが、なぜこのエリアが選定されたのか

→本市のハザードマップ（地震揺れやすさマップ）では、山間地以外の多くはいずれも同規模の震度と想定されております。

→本エリアについては、アクセス性、造成のコスト、浸水規模、インフラ等から、選定いたしました。



震度区分	
震度	5 強
震度	6 弱
震度	6 強

#### 質問5

なぜ急いで開発しようとするのか

→近年製造業においては、海外情勢が不安定性等を背景に、**工場の国内回帰**が進んでいることに加えて、国内でも災害が頻発していることから、**拠点の分散**がトレンドとなっています。加えて、**地域未来投資促進法による支援等は時限的なものとなっており**、機を逸することなく、**本市の基幹産業を強化する目的で、早期の用地整備を目指しています**

## 2.頂いた御質問に対する回答

### 所有する土地に関する御質問

#### 質問6

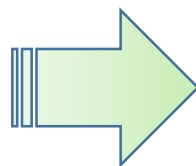
不動産鑑定での買収のイメージを教えてください

→イメージとしては、以下のとおりとなります



①不動産鑑定士が、開発予定地の、※適正な経済的価値を算出

※所在・地番・現況地目・地積・形状・境界・定着物、土地の権利状態、市場性、近隣での正常な取引事例等を勘案し、価格を算出します



②経済的価値をベースに、実際の土地売買額を開発事業者が提示

※不動産鑑定による買収は、あくまで一例であり、開発事業者が採用する方法により買収方法が変化することがあります

## 2.頂いた御質問に対する回答

### 所有する土地に関する御質問

#### 質問7

農業委員会から、賃貸借の期間が切れるため、農地中間管理機構を通して契約を更新するように案内が来た。どのように対応したらよいか。

→令和7年度より農地法が改正され、農地の賃貸借は原則**農地中管理機構**を通じて行うものとされ、今年度から本市も法律に従っております

**改正目的**：担い手への農地の集積を促進し、生産性の向上、耕作放棄地の発生を抑制する  
**内容**：5年または10年の賃貸借期間を定めて、農地中間管理機構を介して農地を担い手に貸し出す



産業用地としてすぐには開発されない可能性もあることから、農地として貸し出し続けたい方は、農地中間管理機構を通して、**引き続き賃貸していただくことも可能です**

※現時点では、令和9年度までは耕作可能となる見通しですが、転用スケジュールが確定し次第、改めて通知いたします

## 2.頂いた御質問に対する回答

### その他の御質問

#### 質問8

地域未来投資促進法を活用した開発は、長野県が突出して多いようだが、県が力を入れているのか

→県として推進しているわけではありませんが、ノウハウを持った自治体や業者がいたことから、開発事例が多いと考えられます

#### 質問9

新設・移転を希望する企業が多いということだが、どのような企業があるのか、可能な範囲で教えてほしい

→主な企業は製造業の他、物流拠点の引き合いもある状況です。  
市内企業の移転需要のほか、市外からの新規立地の需要もあります

#### 質問10

地権者へのメリットはあるのか

→新規企業の立地により、雇用の創出、税収の増加、地域経済の活性化につながり、持続的な公共サービスの提供につながることが見込まれますので、地権者の皆様の御協力をお願いいたします

## <アンケート結果総括>

- 「**農業を廃業したい**」世帯が過半数であり、代替農地の提供等により開発に協力できる方を合わせると、ほとんどの世帯が**開発に協力の意向を示されている**
- 特に、**後継者のいない世帯を中心に早期の開発を希望されており、迅速に事業を進めていくことが求められている**
- 一方で、近隣では通勤時間帯を中心に**既に渋滞が発生しており、交通環境への配慮は必須**



## 事業方針

- **当該エリアを開発予定地として、地域未来投資促進法に基づく法規制の配慮規定を活用しつつ、民間の開発事業者が主体となって開発する「民間開発方式」により進めたいと考えます。**
- また、事業を円滑に進めるため、**官民連携による地権者説明、法規制対応、企業誘致などを行います。**
- なお、**地権者の皆様からは周辺環境への配慮や代替農地の提供を希望する意向もあることから、関係部署と連携しつつ、地権者の皆様との合意形成を図ります。**

ここまでの内容、その他の内容について、御質問を承ります



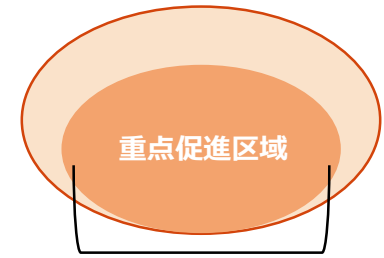
今回、官民連携による開発を行うにあたり、従来の自治体による開発と異なる点は、以下のとおりになります。

	自治体による開発	官民連携による開発
財政面	自治体の予算により事業を実施	開発事業者が工事を実施
法手続き面	法的手続きは法律ごとに、個別に調整しなければならない (農振農用地の除外、市街化区域への編入等を逐一行う)	<b>「地域未来投資促進法」</b> を活用するため、農振農用地の除外、市街化区域の編入手続きを同時並行で行うことができる
用地買収面	<u>公共単価による買収</u>	<u>不動産鑑定額等による民間買収</u>
用地販売面	造成後、買手がつかず売れ残ってしまうリスクがある	進出企業が必要な分のみの開発となり、売れ残ることはない <b>= 進出企業が確定しないと、事業が進まない</b>
税制面	所得税の控除措置を受けることができる	<u>民間事業者が土地を取得するため、所得税控除は受けることはできない</u>



地域未来投資促進法を活用した開発方法の仕組みは、以下のようになります

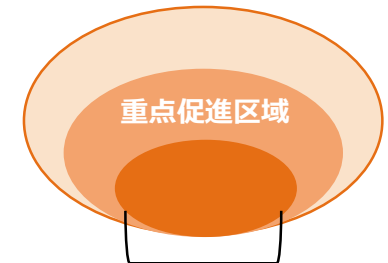
①事業実施予定地が「**重点促進区域**」として指定されること  
経済産業大臣より、事業実施予定地について承認を受けます。  
※「重点促進区域」に指定されたとしても、その全域で事業を行うということではありません。



①事業を行う予定区域 = 重点促進区域

②進出企業を確保し、「**土地利用調整計画**」を作成すること

進出企業が必要とする面積等に関する計画を市町村が作成し、長野県の承認を受けることで、**農振農用地の除外等を行うにあたって、一定の配慮をうけることができます**



②企業が必要とする面積の確定 = 実際に事業を行う範囲

➡ ①区域を定めて、②必要最低限の土地を、確実に利用されるように調整することで、迅速な土地利用転換が可能になります



御理解いただきたい点

- ・ 左の図の青枠で囲まれている部分を「**重点促進区域**」とすることについて、今後長野県と協議いたします。
- ・ 協議した場合、12月頃を目途に重点促進区域に設定されます。  
（ただし、区域の設定は法的な拘束力を持たないため、**開発が強制されるということはありません**）

進出企業は、地域未来投資促進法「松本地域基本計画」の記載に適合する業種に限定されます

地域未来投資促進法「松本地域基本計画」上の記載（※抜粋）

- ①豊富な森林資源や水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ②機械・金属・電機・電子・情報等の精密機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③機械器具関連産業及び電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積を活用したデジタル分野
- ④国立大学法人信州大学などと民間企業との健康・医療関連の産学連携の知見を活用したヘルスケア分野
- ⑤米・そば・信州サーモンなどの特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ⑥上高地、安曇野穂高温泉郷、松本城、奈良井宿、安曇野わさび田湧水群などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦中部縦貫自動車道等の交通インフラを活用した建設及び関連サービス分野

進出企業は、地域の強みを生かした、**今後地域経済をけん引していくための計画（地域経済牽引事業計画）**の作成が**必須**となるため、地域経済の活性化を見込むことができます

**（産業廃棄物処理施設、大型商業施設等は原則として立地することができません）**

# 5. 今後の事業方針（案）

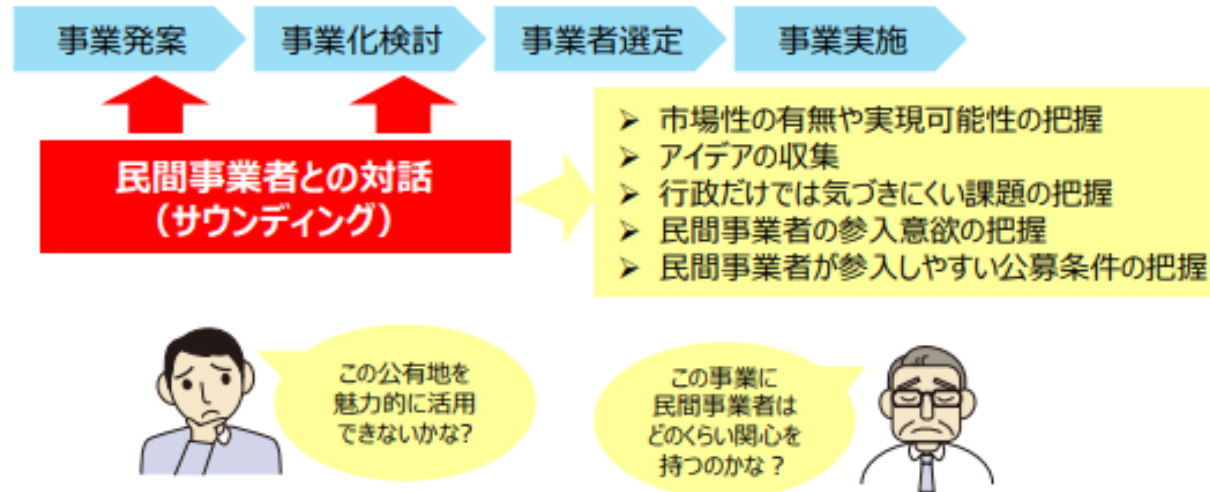
	8月			9月			10月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
地権者説明会	第2回地権者説明会								
法律手続き						重点促進区域設定 事前協議			
事業者募集関係								サウンディング型市場調査	
議会関係		議会報告							

- 8月中旬：当該エリアを開発予定地とすることについて、市議会へ報告いたします
- 9月下旬：重点促進区域設定（地域未来投資促進法関係）に関する長野県との事前協議を実施します
- 10月中旬以降：市場需要調査である「サウンディング型市場調査」を実施し、本エリアへの進出に興味がある事業者を抽出します



## サウンディング型市場調査とは

民間事業者に対して、**事業への参入意欲を確認する**ほか、**事業に関心を示す事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する**調査



国土交通省のホームページより引用

### 今回実施する理由

- 本エリアを開発したい、本エリアに立地したいという事業者の需要を確認する
- 地域経済を活性化させる企業立地となるように、アイデアを募集する
- 民間事業者が参加しやすい条件設定の参考とする

	11月			12月			1月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
地権者説明会								第3回地権者説明会	
法律手続き		松本地域経済牽引協議会			重点促進区域経済産業大臣承認				
事業者募集関係	サウンディング型市場調査								

- 12月中旬：当該エリアを重点促進区域として設定を受けます
- 1月上旬：地権者の皆様へサウンディング型市場調査の結果及び開発事業者の公募の説明のため、第3回説明会の開催を予定します
- **順調に進んだ場合、2月頃より、事業者の募集を開始します**

# 5. 今後の事業方針 (案)

	R7年度(2025)												R8年度		R9年度		R10年度		~R12	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期		
説明会等		●第1回説明会 (実施済)			●第2回説明会 (本日)	●議会へ報告						●第3回説明会								
未来法関係																				
都市計画関係																				
農政関係																				
事業者関係																				

● 本申請  
→ 土地利用調整計画手続き  
- - - - - 地区計画手続き  
- - - - - 農振除外手続き  
- - - - - 市場調査  
- - - - - 開発事業者公募  
● 連携協定締結  
- - - - - 進出企業誘致  
- - - - - 開発行為/農地転用  
- - - - - 造成工事

- 令和8年度より、進出企業の募集を開始します
- 令和9年度より、「土地利用調整計画」の作成を開始し、令和9年度末を目途に地区計画の作成及び農振除外を行います



# 第3回広丘地区産業用地の確保に係る 地権者説明会

塩尻市商工観光部商工課

令和8年3月3日（火）19：00～20：00

塩尻市北部交流センター「えんてらす」

本日は、御多用のところ、本説明会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。  
本説明会は、以下のとおり進行させていただきます。

## 1. サウンディング型市場調査の結果報告

## 2. 今後のスケジュール（案）

## 3. その他

## 4. 質疑応答

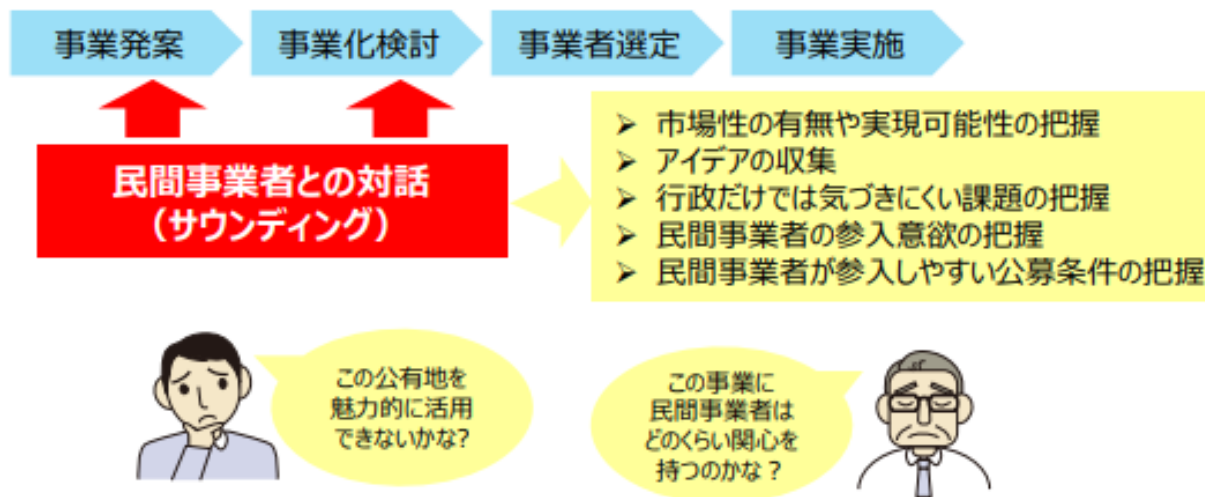
### 本説明会の位置付け

本説明会は、昨年12月に実施した「サウンディング型市場調査」の結果報告のほか、スケジュールや御要望に対する対応状況をお伝えするものになります。

具体的な開発計画等については、今後の状況を加味して、決定してまいります。

## サウンディング型市場調査とは

民間事業者に対して、**事業への参入意欲を確認する**ほか、事業に関心を示す事業者との意見交換等を通し、**事業に対して様々なアイデアや意見を把握する**調査



国土交通省のホームページより引用

### 今回実施した理由

- 本エリアを開発したい、本エリアに立地したいという事業者の需要を確認する
- 地域経済を活性化させる企業立地となるように、アイデアを募集する
- 民間事業者が参加しやすい公募条件設定の参考とする

今回のサウンディング型市場調査は、以下のとおり実施しました

## 概要

### 対象者

- 本開発予定地の「開発を希望する事業者」及び「立地を希望する事業者」

### 日時

- 令和7年12月5日（金）～12月19日（金）

### 参加事業者

- 開発希望事業者3社、立地希望事業者4社

### 調査内容

#### 【開発希望事業者】

- ①事業実績 ②事業化希望面積 ③整備イメージ（区画数、雨水処理方法等）
- ④立地希望事業者の確保見込み ⑤立地希望者の業種 ⑥採算性、収支計画
- ⑦事業スケジュール ⑧進出にあたっての課題 ⑨公募時の配慮事項 ⑩市に求める支援
- ⑪地域交通状況への対策案 ⑫GX戦略地域制度に関する提案 ⑬市への要望事項

#### 【立地希望事業者】


- ①事業内容 ②立地希望理由 ③見込まれる経済効果 ④希望面積、想定取得価額
- ⑤必要なインフラ設備 ⑥事業スケジュール ⑦工場跡地の利用方針（市内移転のみ）
- ⑧開発・建設事業者の見込み ⑨進出に向けた課題 ⑩市に求める支援 ⑪市への要望事項

## 立地希望事業者（4社）

- 製造業、倉庫業の新設や移転に伴う立地希望
- 希望面積は合計で約13ha  
※未来法の適用が認められる場合
- 建築スケジュールは、概ね新産業団地開発スケジュールと一致
- 開発側でのインフラ整備を希望する事業者が多数
- 建築条件付でない土地販売を希望している

## 開発希望事業者（3社）

- 事業の方法は各社異なるが、**用地買収～造成工事までの、開発に必要な業務を全て行う提案**もある
- 開発希望面積はいずれも15haを希望
- 具体的な買収金額は現時点で未定であるが、近隣事例等を考慮すると、**1㎡あたり1万円程度と試算する事業者も**
- インフラ整備の一部は、市での整備または支援を希望している
- 賃借での土地取引は難しい

- 
- 本調査の結果、**高い用地需要を確認でき、かつ官民連携での開発の可能性が高いことから、スケジュールどおり、開発事業者を公募していきます**

# 2. 今後のスケジュール（案）

	3月			4月			5月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
説明会	第3回地権者向け説明会（本日）		地区向け説明会						
法律手続き		重点促進区域設定							
事業者募集関係					開発事業者募集準備				

- 3月3日（本日）：第3回地権者向け説明会開催
- 3月中旬：地域未来投資促進法「重点促進区域」設定
- 4月中旬～5月上旬：開発事業者募集準備
- ※地区向けの説明会を3月下旬頃に開催予定

# 2. 今後のスケジュール（案）

	6月			7月			8月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
説明会							第4回地権者向け説明会		
法律手続き								土地利用調整計画 事前調整	
事業者募集関係	開発事業者募集開始				連携協定締結			企業誘致	

6月上旬～下旬：開発事業者公募

7月中旬：開発事業者と連携協定締結

8月上旬：第4回地権者向け説明会

8月中旬～：土地利用調整計画作成の事前協議、企業誘致の開始

# 2. 今後のスケジュール（案）

	R7年度(2025)												R8年度(2026)												R9年度(2027)												令和10年度(2028)												令和11年度(2028)	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	上半期	下半期
地権者関係	●第1回地権者説明会&アンケート調査 ●第2回地権者説明会												●第3回地権者説明会 ●地区説明会 ●第4回地権者説明会(予定)																																					
事業者関係	●サウンディング型市場調査												開発事業者公募 ●連携協定締結@開発事業者 立地企業誘致																								開発行為/農地転用												造成工事開始	
未来法関係	●県事前協議												●松本地域基本計画/重点促進区域の設定 土地利用調整計画対応												地域経済牽引事業計画承認																									
都市計画関係																									地区計画策定対応																									
農政関係																									農振除外手続き																									

- 令和8年度末まで：立地事業者誘致
- 令和8年度後半～令和9年度中：地区計画の策定手続き、農振除外手続き
- 令和10年度：開発許可・農地転用

※あくまでも、諸手続きが円滑に進んだ場合の最短スケジュールとなります



## 税制優遇に関する事項

- 市長会等を通じて、国に税制優遇制度の創設を要望してきましたところ、この度自治体と連携した民間開発事業者による産業用地整備を行う場合、土地等の譲渡所得にかかる所得税等の軽減措置を創設すると、経済産業省より発表がありました
- 従来の長期譲渡所得税率が20%のところ、**14%に軽減となる見通しです**  
※制度の詳細については今後判明する見込みで、変更の可能性があります



イメージ図（経済産業省のホームページより引用）

地域未来投資促進法の枠組みを利用することから、法律で定める「重点促進区域」の設定に向けて、関係機関と協議しております

昨年9月

- 計画の作成者である長野県と協議開始



昨年11月

- 松本地域経済牽引促進協議会にて、国への変更協議申請を行うことを確認



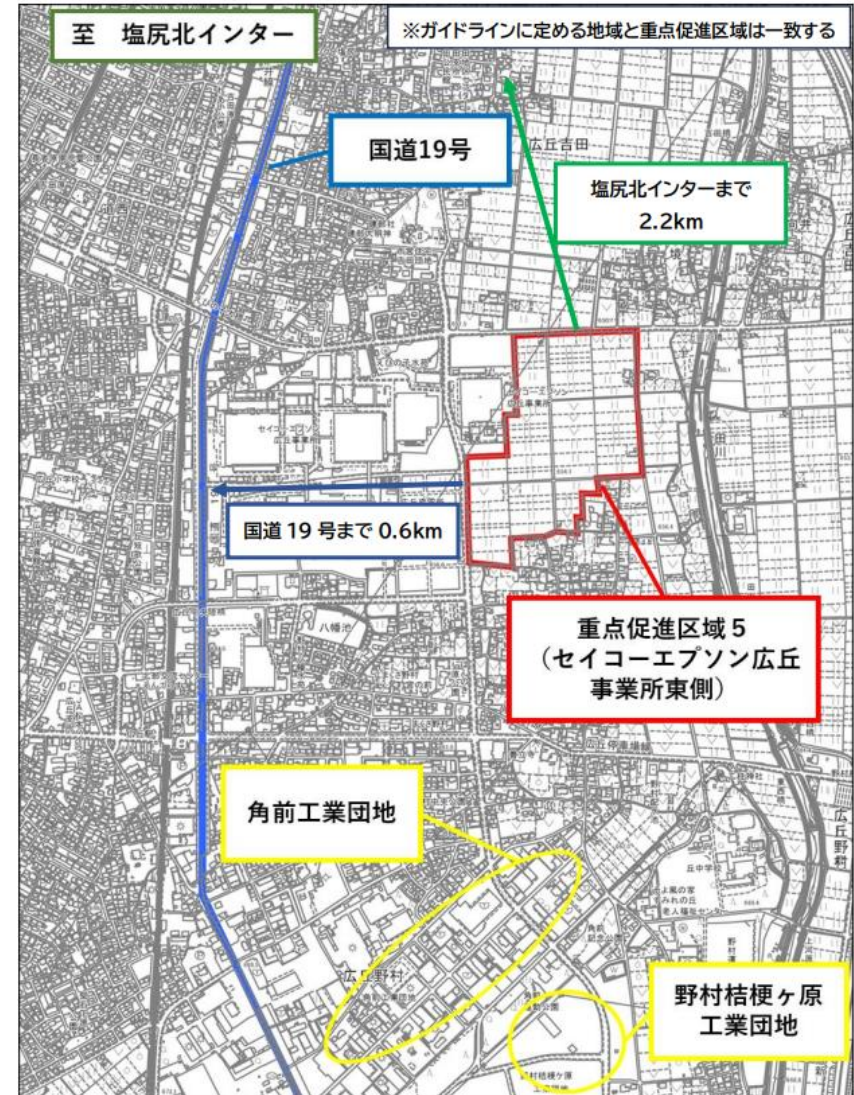
1月

- 国（経済産業省）へ変更協議申請



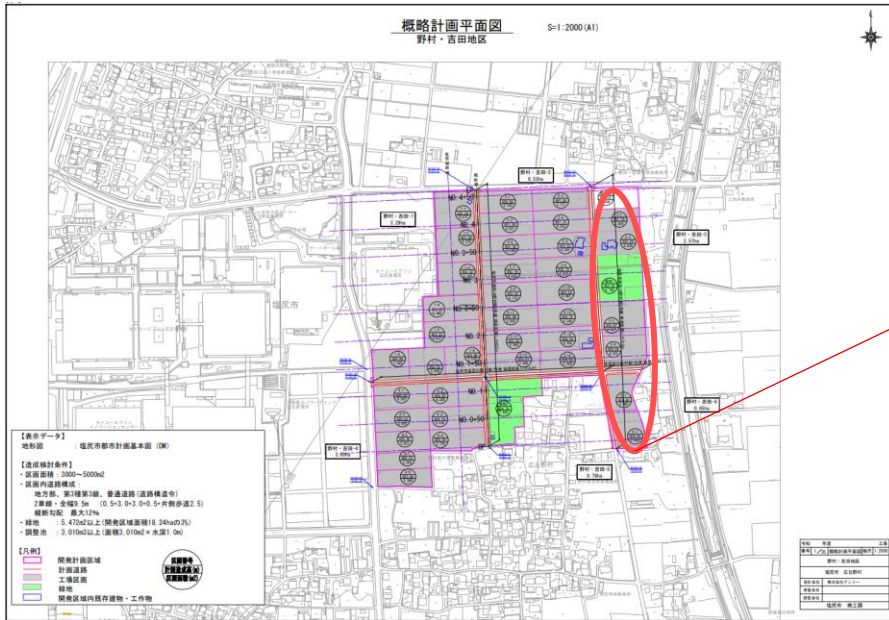
3月末（予定）

- 重点促進区域設定予定



申請中の図面

- ▶ サウンディング型市場調査の実施にあたり、市ホームページ上にて、今回の開発予定地とは異なる図面が掲載されておりましたが、今回の開発を予定しているのは、従来御説明している部分と同様になりますので、御承知おきください。



この部分については、  
今回開発を行う予定  
はありません

